

補聴器購入費用の一部を助成します

聴力の低下によりコミュニケーション等に支障のある難聴者が、補聴器により聞こえを補い自立した日常生活を営むことができるよう補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

助成対象・助成金額

○助成対象となる方（以下の条件をすべて満たす方）

- ①市内に住所を有する18歳以上の方
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上であって身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③生活保護受給世帯または市民税非課税世帯に属する方
- ④補聴器の装用が必要と医師に判断された方

○助成金額

補聴器購入費用の3分の2に相当する額（上限額 35,266 円）。

○注意事項

・対象となるのは生活保護受給世帯または非課税世帯に属する方であり、所得状況によっては対象外です。ご自身が対象となるかについては障がい福祉課にお問合せいただければお答えいたしますので医師の意見書を依頼する前に障がい福祉課にお問合せください。

- ・市から給付決定を受ける前に購入した場合は助成対象外です。
- ・助成対象となる補聴器は原則、片側1台です。
- ・給付の決定の日から5年以内に補聴器を再購入する場合は助成対象外です。
- ・医療機関の診察料、検査料、文書料、補聴器の修理費等は助成対象外です。

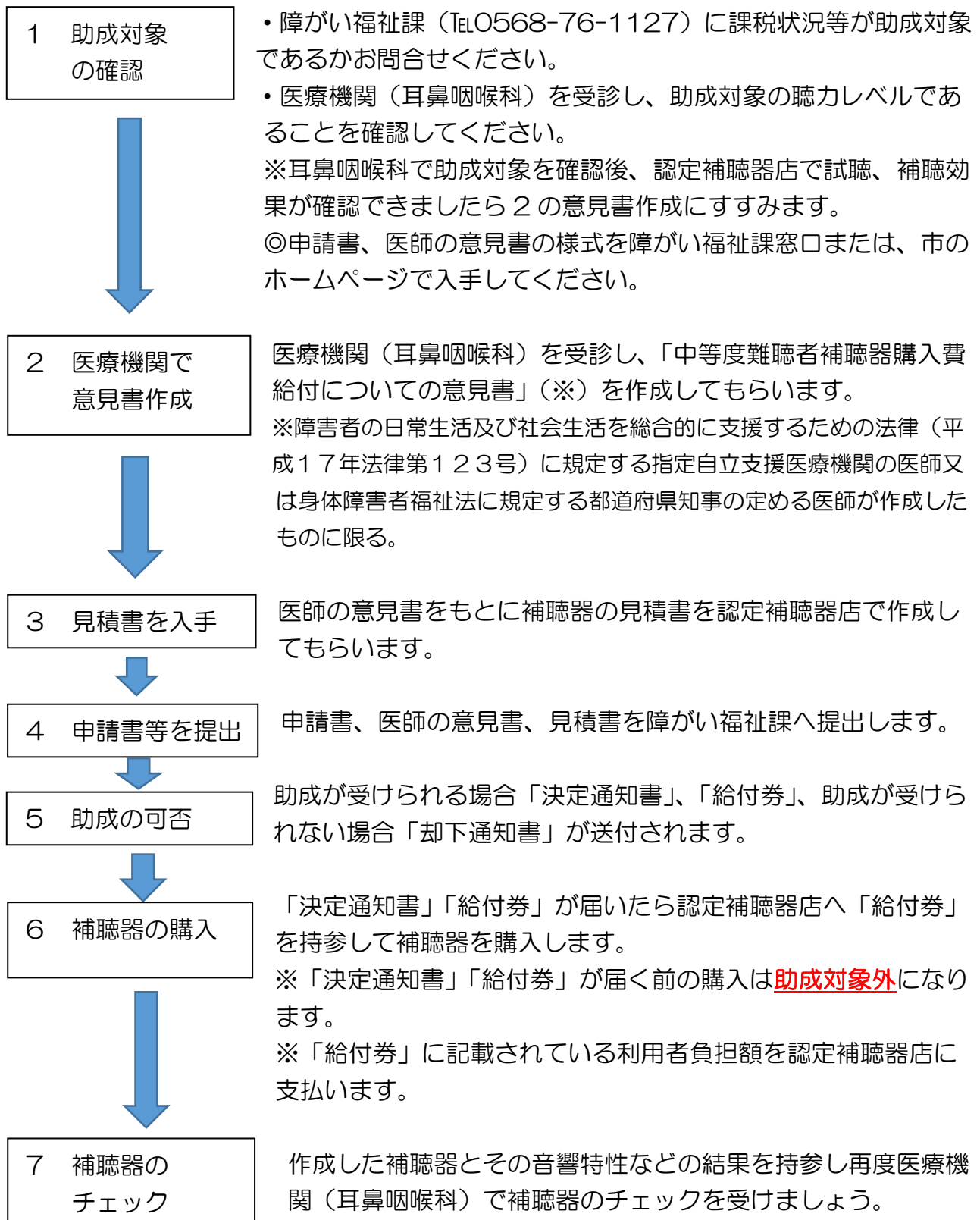
購入前に医師の意見書、補聴器の見積書を添えて申請が必要です。

【問い合わせ先】 小牧市役所 障がい福祉課

TEL 0568-76-1127 FAX 0568-76-4595

Mail: shougaifukushi@city.komaki.lg.jp

＜手続きの流れ＞



～補聴器購入後も定期的な検査とメンテナンスを～

聴こえやすさを保つため、定期的に医療機関（耳鼻咽喉科）で聴力検査を行いましょう。さらに、補聴器の故障や聴こえにくさを防ぐため、使用状態にもよりますが3か月に一度は認定補聴器店でメンテナンスを受けるとともに、定期的に医療機関（耳鼻咽喉科）を受診することも大切です。